東日本プラスチック健康保険組合並びに加入事業所が共同で実施する健康診査事業の公表について

東日本プラスチック健康保険組合

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、(1)委託先への提供、(2)合併等に伴う提供、(3)グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。東日本プラスチック健康保険組合（以下「当組合」という。）では、健康診査事業について、事業主と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている 1.共同利用する旨、2.共同利用する個人データ項目、3.共同利用する者の範囲、4.共同利用する者の利用目的、5.個人データ管理責任者名若しくは名称について、次のように公表いたします。

１．組合加入事業所との健康診査事業の共同実施について

健康保険組合では、被保険者の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、事業主とともに、健康診査事業を共同実施で実施いたします。

２．共同利用する健診データ項目について

・既往歴の調査・自覚症状及び他覚症状の有無の検査
・身長、体重及び腹囲、ＢＭＩ、血圧、肝機能、血中脂質、血糖、尿、心電図データ等
・特定保健指導データ

３．健診データを共同利用する者の範囲について

・東日本プラスチック健康保険組合　総務部保健事業課　職員
・被保険者が加入する事業所の事業主

４．健診データを共同利用する者の利用目的について

東日本プラスチック健康保険組合においては、健康保険法第１５０条の趣旨に則り、中長期的な生活習慣病抑制のため並びにリスク保有者に適切な保健指導等のフォローを実施するため。

具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、健診データを基に健康診査の未受診者・リスク保有者を抽出し、事業主と共に健康診査の受診並びに特定保健指導の実施の勧奨を行う。

５．健診データの管理責任者名（若しくは名称）について

健診データの管理責任者は、当組合事務局長と組合加入事業所の事業主です。